

## 鳥取県告示第 215 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 9 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目 220)において一般の縦覧に供する。

平成19年 3 月 9 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
313号	変更前	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯 郡北栄町田井字灘浜484-2地先まで	6.7~65.0	6,033.0
		倉吉市和田字大平ラ791-1地先から同字 799-1地先まで	7.0~9.0	203.0
	変更後	倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯 郡北栄町弓原字灘山949-3地先まで	12.0~146.0	6,243.0
		倉吉市和田字清水尻496-1地先から東伯 郡北栄町田井字灘浜484-2地先まで	6.7~44.0	6,001.0
		東伯郡北栄町米里字三ノ崎634-1地先か ら同町米里字アケコウ谷660-5地先まで	9.2~21.0	212.0